

第15号議案

文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年3月30日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一



文京区教育委員会規則第二号

文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

文京区教育局処務規則（平成四年三月文京区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条の表学務課の部中「施設係」を削る。

第七条の表学務課の部学事係の項第五号中「及び夏季臨海、林間施設」を削り、同表学務課の部中「施設係」を「課務担当主査」に改める。

付 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。



文京区教育局処務規則（平成四年教育委員会規則第三号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区教育局処務規則</p> <p>平成四年三月七日 文教委規則第三号</p> <p>改正 平成四年一〇月二日文教委規則第二七号 令和三年三月三十日文教委規則第二号</p> <p>第一条～第四条 (削除) (係等の設置)</p> <p>第五条 課に次の係等を置く。 (略)</p> <p>学務課 学事係 <u>(削除)</u> 課務担当主査 (略)</p> <p>第六条 (略) (教育推進部各課及び係の分掌事務)</p> <p>第七条 教育推進部各課及び係（課務担当主査を含む。以下同じ。）の 分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>○文京区教育局処務規則</p> <p>平成四年三月七日 文教委規則第三号</p> <p>改正 平成四年一〇月二日文教委規則第二七号 <u>(新設)</u></p> <p>第一条～第四条 (略) (係等の設置)</p> <p>第五条 課に次の係等を置く。 (略)</p> <p>学務課 学事係 <u>施設係</u> 課務担当主査 (略)</p> <p>第六条 (略) (教育推進部各課及び係の分掌事務)</p> <p>第七条 教育推進部各課及び係（課務担当主査を含む。以下同じ。）の 分掌事務は、次のとおりとする。</p>

(略)

学務課

学事係

- 一 区立学校及び区立幼稚園の設置及び廃止に関すること。
- 二 児童生徒の就学及び転退学並びに幼稚園児の就園に関するこ  
と。

三 区立学校及び区立幼稚園の学級編制に関すること。

- 四 児童生徒の就学奨励等に関すること。
- 五 移動教室に関すること。
- 六 教科書の給与に関すること。
- 七 課内他の係に属しないこと。

課務担当主査

- 一 区立学校、区立幼稚園その他の学校施設（以下「学校施設等」  
といふ。）の建設計画に関すること。
- 二 学校施設等の維持管理及び保全に関すること。
- 三 学校施設等の營繕工事に関すること。
- 四 校具及び教材の整備に関すること。
- 五 校舎使用に関すること。
- 六 学校施設等の敷地の設定及び変更に関すること。
- 七 教育財産の取得及び処分の連絡調整に関すること。
- 八 その他学校施設等に関すること。

(略)

学務課

学事係

- 一 区立学校及び区立幼稚園の設置及び廃止に関すること。
- 二 児童生徒の就学及び転退学並びに幼稚園児の就園に関するこ  
と。

三 区立学校及び区立幼稚園の学級編制に関すること。

- 四 児童生徒の就学奨励等に関すること。
- 五 移動教室及び夏季臨海、林間施設に関すること。
- 六 教科書の給与に関すること。
- 七 課内他の係に属しないこと。

施設係

- 一 区立学校、区立幼稚園その他の学校施設（以下「学校施設等」  
といふ。）の建設計画に関すること。
- 二 学校施設等の維持管理及び保全に関すること。
- 三 学校施設等の營繕工事に関すること。
- 四 校具及び教材の整備に関すること。
- 五 校舎使用に関すること。
- 六 学校施設等の敷地の設定及び変更に関すること。
- 七 教育財産の取得及び処分の連絡調整に関すること。
- 八 その他学校施設等に関すること。

<p>課務担当主査</p> <p>一 給食指導に関すること。</p> <p>課務担当主査</p> <p>一 区立学校及び区立幼稚園の保健衛生に関すること。</p> <p>二 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>三 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。</p> <p>四 健康教育に関すること。</p>	<p>給食指導に関すること。</p> <p>課務担当主査</p> <p>一 区立学校及び区立幼稚園の保健衛生に関すること。</p> <p>二 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>三 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。</p> <p>四 健康教育に関すること。</p>
<p>(略)</p> <p>第八条 (略) 付 則 (令和三年三月 日文教委規則第 号) <u>この規則は、令和三年四月一日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>第八条 (略) 付 則 (令和三年三月 日文教委規則第 号) <u>この規則は、令和三年四月一日から施行する。</u></p>

